

# 第7次府中市男女共同参画計画（案）

## 1 計画の基本的な考え方

# 目次構成案

## 1 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の期間
- 3 計画の性格（含む配偶者暴力対策基本計画及び女性活躍推進計画の策定）
- 4 男女共同参画を取り巻く現況 -世界・国・東京都の動向-
- 5 計画の基本目標
- 6 第7次府中市男女共同参画計画体系図

## 2 基本計画 **2024/4/19 時点で更新**

### 基本目標Ⅰ 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの実現

#### 課題1 女性活躍社会を実現するまちづくり

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大(政治・行政)
- (2) 経済分野における男女共同参画の推進(新規施策)
- (3) 地域活動における男女共同参画の推進

#### 課題2 仕事と生活の調和を目指すまちづくり

- (1) 就業のための支援
- (2) 職場での女性の活躍の推進
- (3) 市職員の男女共同参画の推進
- (4) 職場と家庭における環境づくりの推進

#### 課題3 子育て・介護・健康にやさしいまちづくり

- (1) 子育て家庭への支援
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 高齢者・障害者・介護者への支援
- (4) 生涯を通じた健康支援

### 基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進に向けたマインドチェンジ

#### 課題1 男女共同参画の意識づくり

- (1) 意識啓発の強化(広報・啓発活動の拡充)
- (2) 情報の収集・提供の充実
- (3) 推進体制の充実

#### 課題2 男女共同参画の視点に立った地域づくり(アンコンシャス・バイアス)

- (1) 学校における男女共同参画の推進
- (2) 市民活動の支援と人材の育成
- (3) 男女共同参画の視点に立った地域防災及び環境対策の推進

### 基本目標Ⅲ 人権が尊重される社会の構築

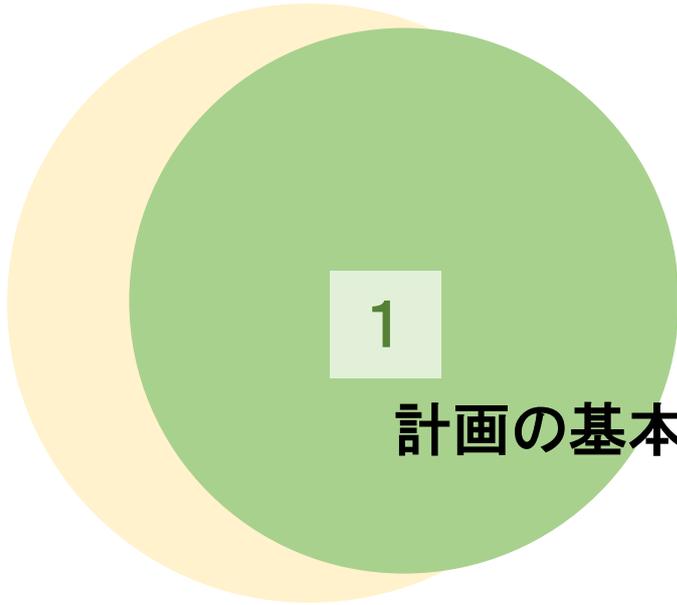
#### 課題1 暴力から市民を守る地域づくり

- (1) 暴力の根絶に向けた取組の推進
- (2) 被害者に対する包括的な支援
- (3) 家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進
- (4) セクシュアルハラスメント等防止の推進

#### 課題2 誰もが安心して暮らせる地域づくり

- (1) 平和・人権意識の啓発の推進
- (2) 性的マイノリティへの理解促進と支援
- (3) 男女共同参画の視点に立った貧困対策の推進（新規施策）
- (4) 相談窓口の充実





## 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

日本国憲法は「個人の尊厳と両性の本質的平等」（第24条）を理念に、性による差別をはじめとする一切の差別を禁止し、すべての国民は「法の下に平等」（第14条）であり、その基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」（第11条）として保障しています。

また、男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重と男女が対等な立場で責任を担う社会の実現」に向け、国、地方自治体及び国民の責務を明示して、社会のあらゆる場においての男女共同参画の実現をうたっています。

第7次計画は、第6次計画と同様に日本国憲法及び男女共同参画社会基本法を基本理念とし、男性も女性も、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現を推進します。また、男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることをかんがみ、第7次計画の推進が国際的協調にもつながると考えます。

### ■第7次府中市男女共同参画計画における基本理念の考え方

#### 日本国憲法と男女共同参画社会基本法を基本理念とする

##### 日本国憲法

###### 第11条

基本的人権⇒侵すことのできない永久の権利

###### 第14条

すべての国民は「法の下に平等」

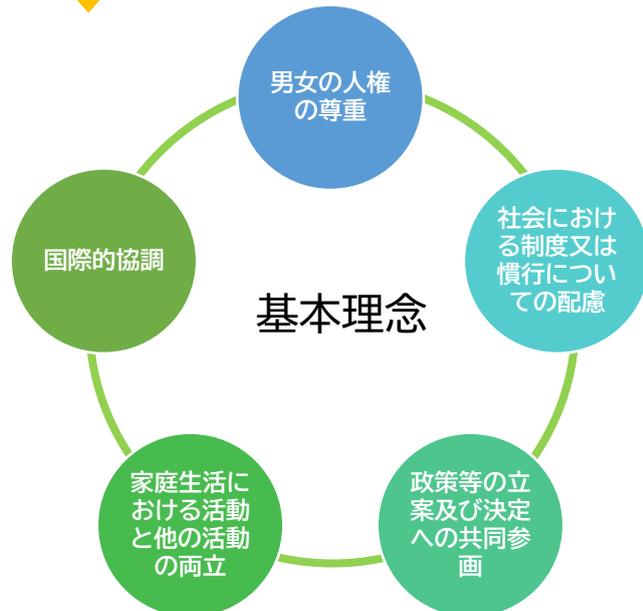
###### 第24条

個人の尊厳と両性の本質的平等

##### 男女共同参画社会基本法

###### 男女共同参画基本法第2条

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を目指す。





## 4 男女共同参画を取り巻く現況 –世界・国・東京都の動向–

### 世界の動向

#### ■国際女性会議 WAW!2022 の開催

国際女性会議WAW!2022が2022年12月3日に開催されました。本会合では、あらゆる政策にジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主流化」の観点から、10の分科会が設置され、加えて設けられた地方及び若者をテーマとした2つの特別セッションにおいて幅広い議論が行われました。

#### ■世界水準と我が国の格差（ジェンダー・ギャップ指数）

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、スイスの世界経済フォーラムが独自に算定する4分野（経済、教育、健康、政治）の指標で構成する男女格差を図る指数です。

2023年、日本は総合125位（146か国中）で、前年（116位/146）から順位を落とし、先進国の中では非常に低く、特に経済・政治分野が課題となっています。

（内閣府男女共同参画局HPを参考に作成）

ジェンダー・ギャップ指数

日本のGGI **125位** ↓ /146か国

経済	123位
教育	47位
健康	59位
政治	138位

労働参加率の男女比  
賃金の男女格差  
管理職の男女比

国会議員/  
官僚の男女比  
行政機関の  
在任年数の男女比

#### ■G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合

2023年5月のG7広島サミット（首脳国会議）開催に合わせて、6月24日（土）・25日（日）にはG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が開催されました。国際社会が直面する男女共同参画や女性活躍等に関する様々な課題や各国の取組について議論を行いました。

#### ■APEC女性と経済フォーラム

2023年8月APEC「女性と経済フォーラム」ハイレベル政策対話が、アメリカ・シアトルで開催されました。会合では、「一層の統合と女性活躍の確立（Ensuring the greater integration and empowerment of women）」がテーマとして取り上げられました。議長国であるアメリカから「APEC女性と経済フォーラム議長声明」が発出されました。

#### ■OECDジェンダー主流化作業部会・第5回会合

2023年12月OECDジェンダー主流化作業部会が、フランス・パリで開催されました。この会議ではOECD閣僚理事会で採択された「the OECD's Contribution to Promoting Gender Equality」に基づき、ジェンダー・ギャップに関するダッシュボード（進捗の図表化）、ジェンダー・データ・イニシアティブ、ECO調査におけるジェンダー主流化などOECDによるジェンダー平等のための取組について意見交換が行われました。

#### ■2025年大阪・関西万博における「女性活躍推進」

SDGs達成を目指す上で、女性活躍や多様性の実現は重要なテーマと捉え、2025年大阪・関西万博では「女性活躍推進館（仮称）」が設置されます。出展は官民共同参画プロジェクトとし、女性活躍の状況を発信するほか、ジェンダー平等に関する展示を行う予定となっています。

## 国の動向

### ■第5次男女共同参画基本計画の策定（計画期間 令和2年～7年）

国では「男女共同参画社会基本法」に基づき、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する視点の追加、誰でもわかりやすい計画づくり、策定プロセスの強化が計画の特徴となっており、SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けた取組等も追加されています。

### ■コロナ下の女性への影響と課題に関する研究報告

令和3年4月にコロナ下の女性への影響と課題に関する研究会から、DV相談件数（令和2年4月～令和3年2月）が同月前年度の1.5倍となり、民間NPO等からは若い女性の生活困窮、家庭内での問題が悪化するなど深刻な相談が増加している状況が報告されました。就業者数も男女ともに大幅に減少し、特に女性の減少幅が大きく、コロナ下での移動制限により宿泊業や飲食業のサービス業に大きな影響が出ているなど、様々な課題が顕在化しました。

### ■政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和3年6月16日に公布・施行されました。本法では、基本原則として「男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと」等を定めており、政党は男女の候補者数の目標設定に努めるものとされています。また、国及び地方公共団体は、セクハラ・マタハラへの対応を始めとする環境整備等の施策の強化をすることが明記されています。

### ■こども家庭庁の創設

子どもに関する取組・政策を真ん中に据えた社会の実現を目指し、新たな推進体制としてこども家庭庁が令和5年4月1日に創設されました。令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、基本理念として「社会全体の構造・意識変革」などがあげられ、子育て世代の働き方改革の推進と育休制度等の強化に取り組むとしています。また、今後3年間で取り組む加速化プランでも、「共働き・共育ての推進」などがあげられ、育休制度の制度と給与面を抜本強化し、男性の育休取得を促進するとしています。

### ■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（議員立法）が令和6年4月1日から施行されました。新法は「売春防止法」から婦人保護事業を抜き出し刷新したもので、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の事情」により困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るとしています。また、国の基本方針を踏まえ、都道府県には施策の実施計画を作る義務、市町村には努力義務が定められています。

### ■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正（改正配偶者暴力防止法）

「改正配偶者暴力防止法」が令和6年4月1日から施行されました。改正の主な内容としては、被害者へのつきまとい等を禁止する命令を発令する制度である「保護命令制度」の拡充として、「精神的な暴力」への対象拡大や、子どもへの接近禁止期間の伸長などが定められたほか、保護命令違反の刑罰化が加わっています。また、国の基本方針や都道府県の計画に「関係機関の連携協力」・「被害者支援の自立支援のための施策」について記載が必須となったほか、「協議会の法定化」が規定されました。

## 東京都の動向

### ■東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の制定

いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的として、平成30年10月に制定された条例の第2章では、「多様な性の理解の推進」においては、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図るとされています。この条例に基づいて、令和元年12月には、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定されました。

### ■東京都男女平等参画推進総合計画の策定（計画期間 令和4年度～令和8年度）

従来からあった「男女平等参画のための東京都行動計画」（現「東京都女性活躍推進計画」）及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画を改定した総合計画として、「東京都男女平等参画推進総合計画」を平成29年3月に策定しましたが、社会情勢の変化等により新たに生じた課題への取組などを踏まえ令和4年3月に改定した計画を策定しました。

### ■東京都パートナーシップ宣誓制度の運用開始

令和4年11月1日、多様な性への理解を深めて、性的マイノリティの人々が暮らしやすい環境づくりにつなげる制度として運用が始まりました。

### ■女性も男性も輝くTOKYO会議

東京都においては、「東京都男女平等参画を進める会」及び「東京都女性活躍推進会議」を整理・統合し、平成29年に「女性も男性も輝くTOKYO会議」を新たに設置しました。「東京都男女平等参画推進総合計画」の推進に関して、都民及び事業者と都とが連携・協力し、あらゆる場における女性の活躍を進め、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会を実現することを目的としています。

令和5年度は7月に、「東京都男女平等参画推進総合計画」女性活躍推進計画 第2章 男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジの、①性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の取組、②男性の家事・育児参画に向けた取組、③育業の取得促進に向けた取組について、を議題にオンライン会議を開催しています。

### ■困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画の策定

（計画期間 令和6年度～令和10年度）

令和6年3月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の内容を踏まえ、東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくための計画を策定しました。

対象者の把握から地域での自立までの多様な支援を切れ目なく包括的に提供する、本人の意思や意向を最大限尊重した支援の実施、同伴児童へのサポートの強化、困難な課題を抱える若年女性への支援、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進に取り組むことが掲載されています。

## 5 計画の基本目標

第7次計画の目標については、第6次計画の目標を踏まえつつ、国・東京都の計画との整合を図る観点から、次の3つを基本目標とし、総合的な施策の展開を図ります。

### 基本目標Ⅰ 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの実現

#### 課題1 女性活躍社会を実現するまちづくり

●日本のジェンダー平等は諸外国から大きく遅れており、特に、政治や経済分野は非常に遅れたものとなっています。国においては、女性活躍を推進するための法律や制度の整備が進み、女性の就業者は増加傾向にあります。しかし、女性の就業形態は非正規雇用が多く、管理職等の意思決定層への女性の登用はまだまだ遅れている状況です。女性活躍社会を実現していくためには、あらゆる分野への女性の参画を推進していく取組が必要です。

○府中市のあらゆる分野に男女共同参画の視点が反映できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に取り組むとともに、女性が活躍するための能力開発やキャリア形成支援、また、市民の誰もが参加しやすい地域活動の支援など、女性が活躍するまちづくりを目指します。

#### 課題2 仕事と生活の調和を目指すまちづくり

●近年では、共働き世帯が男性雇用者と無業の妻から成る世帯の数を大きく上回っており、男性も女性もワーク・ライフ・バランスの実現が課題となっています。市民意識調査では、市民の理想は「家庭生活と個人の時間を優先したい」が、現実には「仕事を優先している」という結果となっています。市民の理想とする働き方・暮らし方を実現するために、仕事と家事・育児・介護等を両立できる環境の整備が必要です。

○庁内及び市内事業所に向けて、男性中心型の労働慣行を見直し、仕事と生活を両立できる職場環境を整備するとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解を深めるための意識啓発を行い、市民の仕事と生活の調和を目指します。

#### 課題3 子育て・介護・健康にやさしいまちづくり

●日本は世界有数の長寿社会であり、長い人生のライフステージにおいて、それぞれの希望に応じた働き方・学び方・生き方が選択できることが求められています。特に女性には、育児、介護の負担が大きく、子育てと介護のダブルケアも問題となっています。また、男女ともに生涯にわたる健康づくりも重要です。

○誰もが安心して自分が望む生活を送れるよう、子育てや介護への支援、福祉サービスなど支援体制の充実に取り組むとともに、男女の生涯を通じた健康づくりを支援するため、性差や年齢に応じた健康支援や相談の充実を図り、市民に寄り添ったまちを目指します。

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進に向けたマインドチェンジ

### 課題1 男女共同参画の意識づくり

●国や東京都、府中市においても、男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度などは徐々に改善されていますが、社会全体における男女の平等感は、男性が優遇されているとの回答が多い状況です。男女が共に認め合い、いきいきと豊かに暮らせる社会を実現するためには、社会のあらゆる分野において固定的な性別役割分担意識の解消をはかっていくための意識改革が必要です。

○男女共同参画の意識啓発、情報収集・提供、男女共同参画推進体制の構築など、市民・事業所・行政、すべての主体のマインドチェンジ（意識改革）を促すことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを目指します。

### 課題2 男女共同参画の視点に立った地域づくり（アンコンシャス・バイアス）

●我が国のジェンダー・ギャップ指数は非常に低く、特に政治、経済分野での指数は大変低い状況です、市民意識調査では学校における男女の平等は進んでいるものの、地域社会や政治、法制度、社会通念・慣習・しきたりなどにおいてはいずれも平等と感じている人は少ない状況です。偏見・固定観念や、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）への気づきを通して男女の地位の平等を実現していくためには、地域全体での意識改革が必要です。

○学校や地域活動の場、さらに地域防災における男女共同参画の推進など、あらゆる場において制度・仕組みの見直しや気づきを促す取組によりマインドチェンジ（意識改革）を図ることで、男女共同参画の視点にたった地域づくりを目指します。

## 基本目標Ⅲ 人権が尊重される社会の構築

### 課題1 暴力から市民を守る地域づくり

- 配偶者や交際相手等の中で起こるあらゆる暴力（DV）やセクシュアルハラスメントなどは基本的人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題となっています。また、暴力等の種類や被害対象などは日々多様化・複雑化しており、被害が潜在化して被害者や周囲の人が気づいていないといったことも問題となっています。これらあらゆる人権侵害を阻止するためには意識啓発の取組とともに、被害者に対する支援が重要です。
- 「暴力はすべて犯罪であり、人権を侵害するものである」という認識を広く社会に徹底させ、幼少期からの教育や啓発等の充実により被害・加害の未然防止に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、加害が起きた場合の迅速な対応や、DV等被害者の自立を支援し、暴力等から市民を守る地域づくりを目指します。

### 課題2 誰もが安心して暮らせる地域づくり

- 近年、経済社会や就業環境、新型コロナウイルスの感染拡大等のあらゆる社会背景の変化から、様々な困難に直面している人が増加しています。経済的な困難であったり、地域からの孤立化、また、性的マイノリティであること、外国籍であることなどを理由とした困難など、それぞれ多種多様な課題を抱えています。男女共同参画社会の形成のためにも、「誰一人取り残さない」、すべての方の人権が尊重され、安心して活躍できる環境づくりが重要です。
- 幼少期から「男女平等意識」を育み、意識啓発を重ねることにより、平和で公正に、お互いの特性や価値観を認め合い、尊重し合う意識の醸成を図るとともに、すべての人の生きづらさの解消に向けて、気軽に相談できる体制づくりや、様々な困難を抱える人への支援に努め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

## 6 第7次府中市男女共同参画計画体系図

基本目標	個別計画	新課題	施策(案)
Ⅰ 女性活躍の 推進とワー ク・ライフ・バ ランスの実 現	女性活 躍推 進計 画	1 女性活躍社会を実現 するまちづくり	(1)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (政治・行政)
			(2)経済分野における男女共同参画の推進
			(3)地域活動における男女共同参画の推進
		2 仕事と生活の調和を 目指すまちづくり	(1)就業のための支援
			(2)職場での女性の活躍の推進
			(3)市職員の男女共同参画の推進
	(4)職場と家庭における環境づくりの推進		
		3 子育て・介護・健康に やさしいまちづくり	(1)子育て家庭への支援
			(2)ひとり親家庭への支援
			(3)高齢者・障害者・介護者への支援
			(4)生涯を通じた健康支援
	Ⅱ 男女共同参 画の推進に 向けたマイ ンドチェンジ		1 男女共同参画の意識 づくり
(2)情報の収集・提供の充実			
(3)推進体制の充実			
		2 男女共同参画の視点 に立った地域づくり(ア ンコンシャス・バイアス)	(1)学校における男女共同参画の推進
			(2)市民活動の支援と人材の育成
			(3)男女共同参画の視点に立った地域防災の推 進
Ⅲ 人権が尊重 される社会 の構築	配偶者 暴力対 策基本 計画	1 暴力から市民を守る 地域づくり	(1)暴力の根絶に向けた取組の推進
			(2)被害者に対する包括的な支援
			(3)家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進
			(4)セクシュアルハラスメント等防止の推進
		2 誰もが安心して暮ら せる地域づくり	(1)平和・人権意識の啓発の推進
			(2)性的マイノリティへの理解促進と支援
			(3)男女共同参画の視点に立った貧困対策の推進
			(4)相談窓口の充実